

害に深くかかわる政治から独立で中立であることです。この人たちはその専門的能力から言って政治の中の科学者 (Scientists in Government) の立場に立つこともあり得て、実際に人事交流もあるようですが、その時は厳密に立場の変化を意識することが求められていると思われまます。

このことはアメリカでも徹底して考えなければならない課題のようで、彼らは絵で示したりします。政治と科学とに違う色で着色し、その間に線を書き、その線上で連続的に色が変わってゆく図です。中心が両方の色の中間色で、そこに科学顧問を置いています。ここで述べたような人はその点から科学の側にいる人たちで、政府内科学者は中心より政治に近いほうにいるということになっています。

さて、ここで今まで述べたことで、科学コミュニティを代表して政策立案者に助言する科学者とはどのようなものかまとめておきたいと思います。これは箇条書きにしてまとめたものをプロジェクトしてお見せしますが、読み上げます。

①科学コミュニティの一員であり、科学者全体からの支持を得ながら、しかし立案者の近くにいて立案者にリアルタイムで助言しながら政策立案に協力し、したがって立案者からも信頼を得ている科学顧問、②科学コミュニティを代表して助言する者、③公的シンクタンクなどであり、以下のようにまとめられる。

科学顧問・科学コミュニティ（代表するもの）・公的シンクタンク

科学顧問

- 1) 科学顧問は、科学コミュニティからの助言を理解したうえで、政府（首相）に行政ミッションから独立した中立的な助言をし、また政治的意志を科学者に伝える。
- 2) 科学顧問は、科学技術に関して、政治的意思と科学者の役割意識との結節点である。
- 3) 科学顧問は、政治家、科学者の両者から信頼されなければならない。
- 4) 科学顧問は、科学コミュニティにおける透明な選出過程を経て推薦され、政治的に明確な位置づけを持つものとして国会によって任命される。
- 5) 科学顧問の能力：
 - ①優れた研究教育の実績、
 - ②科学領域に関する俯瞰的視点、
 - ③科学技術と社会の関係についての歴史的な理解、
 - ④政策に与える科学技術の効果についての洞察力、
 - ⑤エビデンスに基づく科学技術政策の推進と理解
- 6) 科学顧問の資質：
 - ①日本、さらには世界の科学者を代表する強い意志力、
 - ②自己の科学領域、所属機関の利益にこだわらない倫理性、
 - ③世界における日本を位置づける国際性、
 - ④科学の特定領域の声量に負けない頑強な公平性、
 - ⑤社会の特定集団の利益からの独立性

公的シンクタンク-1

- 7) 科学顧問が広範な科学知識に対応するために、科学顧問のもとで、科学顧問と同質の思考法で、科学コミュニティと連絡しつつ作業する科学者よりなる「政策的助言作成のための公的シンクタンク」の設置が必要である。

科学コミュニティを代表して助言する科学者＝中立的助言者（アカデミーが中心）

- 8) 科学コミュニティは、科学技術に関係を持つ政策に、中立的助言をする責務を負う。
- 9) 日本学術会議が科学コミュニティを代表する（日本学術会議法第二条）。科学コミュニティと科学顧問の実際の接点は同会議が行う。
- 10) 日本学術会議会員に選ばれるためには、自己の領域の利害と完全に離れることが必要である。しかし自己の領域の知識について最大の情報を提供する。このことが、日本学術会議が中立的助言を提供する機関として社会から信頼されるための必要条件である。
- 11) 科学者は、上述のような科学顧問および政策的助言作成のための中立的シンクタンクの存在を、自らの役割意識を通じて理解し、歓迎し、協力する。
- 12) 科学者は、研究、教育に次ぐ第三の使命である社会への助言について、自らの問題としてその重要性を認識すると同時に、助言作成に協力する責任を持つ。
- 13) 科学者は、助言作成の協力において、科学技術の社会的影響について、特に自らの研究の影響について深く考察しなければならない。
- 14) 科学者は、自らの学説を主張するだけでなく、他の科学者の対立する学説の存在を認める能力を持たなければならない。
- 15) 科学コミュニティは、アカデミー（日本学術会議）の会員に対して上述のような科学者像を期待するが、それを強制すること、あるいは異質な科学者を排除することはしない。

公的シンクタンク-2

- 16) この中立的助言者にも「科学的助言作成のための公的シンクタンク」が必要であり、例えばアカデミーのもとにあって、拡散する科学者の見解から政策立案者に役立つ中立的助言を作成する作業などを行う。これは若手科学者を中心とし、シンクタンクとしての固有の能力が育つ場とする。

さて、科学顧問、日本学術会議会員、公的シンクタンク員などに対して上述のような要請をしたうえで、日本学術会議の構成、運営に必要な原則をまとめると下記のようになりますが、これも読み上げます。

日本学術会議の構成・運営の原則

上述の議論に従えば、日本学術会議（アカデミー）は、他のいかなる組織とも違う構成原理に基づいているというべきである。実はこれらのことは、国際的には ICSU, IAC などの国際機関でも議論されているし、他国のアカデミーでも議論されていることであるが、それらを箇条書きにすれば下記ようになる。

- 1) 同等性 (Collegiality)
会員は平等・自発的であり、何人と言えども特異な権限を持たない。最近国連事務総長に対して設置された科学助言者会議でもこのことは強く意識され、若い科学者もいれば IPCC 会長、ノーベル賞受賞者もいるが、分科会の長はそれらと関係なく課題と専門による適任者が選ばれている。
- 2) 自立性 (Autonomy)
会員はいかなる集団とも利害関係を持たない。これはかつての学術会議が陥った欠点であるが、それを改組などで解消した後、ともすれば特定科学分野、特定行政

部門、あるいは一般社会からの影響が入りやすいのは事実で、それを常に厳しく排除する決意が必要である。

- 3) 透明性 (Transparency)
運営上の秘密は許さない。本質的に同等性から言ってすべての決定事項は全会員の参加のもとに行われるべきであり、現実的には決定が特定のものに便宜的に委譲されていることが多い。しかし委譲と権限は違う。すべての会委員は、いつでも運営上の疑問を指摘することができ、執行部は答える義務がある。
- 4) 包含性・多様性 (Diversity)
異質なものを排除しない。異質とは、多様性の要素であり、科学においては進歩を可能にする条件である。それが運営上の対立要因になる場合には、会議内の公開の議論において結論を出すことが求められるのであって、執行部の自由にはならない。
- 5) 学術の俯瞰性 (Panoramics)
すべての学問分野を包含する。これはアカデミーの本質である。
- 6) 開放性 (Openness)
新しく発生する分野を無視しない。これも本質であるが、実行は容易ではない。諸国のアカデミーでは、多く「新分野」というカテゴリーを置き、発掘に努力をしている。
- 7) 規範性 (Normativeness)
学問に固有の仮説の多様性を整理し、助言に必要なエビデンスの強さについて合意を準備する。助言とは何かの議論を常に行う必要があり、助言の基礎としての科学の状況の把握は避けられない。
- 8) 組織の記憶 (Institutional memory)
アカデミー (SCJ) の過去の歴史の会員間共有。これを忘れたアカデミーは滅びるのが常識。

最後に、現在、法改正から 10 年たった現在において言われている見直しを、10 年目の法改正が持つ問題点を考慮して、より良い会議へと飛躍するチャンスを与えられたものととらえ、ぜひ会員の皆さんに、考え、合意して欲しいことを列挙してありますので、これを読み上げて私の話を終えたいと思います。

10 年目の法改正に向けて改正に際して会員間で確実に認識・合意しておくべきこと

存在意義・目標の明確化：歴史的な意義と現代の課題に対応する意義と目標
会員の意識：社会に貢献することの原理的確認と会員間合意
運営の原則：科学者が社会から護られていることの確認、問題があればその抽出
会員間連携：学術の在り方・運営の議論が会員（含連携会員）間で十分に行われているか
専門学会との連携：SCJ と学会との役割の認識の上での連携は十分か
助言活動：助言対象の公開。またすべての会員の自発的関与があるか。また可能か
会員選出：真に SCJ の使命を果たす者が科学コミュニティから選ばれているか
会長選挙：候補者の資質・能力・倫理性・行動方針・代表性について十分な情報があるか
国際協力：他国のアカデミーの現状把握とそれに基づく多様な協力・貢献の実現
広報活動：学術の中心点としての責任あるメッセージを出し続けているか

これらは会員間の共通理解だけでなく、社会による認知も必要です。

最初にお話ししたように、10年前の法改正以後10年たち、その法律に付言されたように、10年前の改正が持つ問題点を理解したうえでさらに進化に向けての努力が求められる時期